

## 豊田市環境委員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の8並びに豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号）第29条及び豊田市の環境を守り育てる条例（平成18年条例第6号）第49条の規定により、豊田市環境委員（以下「委員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 良好な地域環境の保全並びに地域住民の廃棄物に関する意識の向上、及びごみの減量化を推進するため、環境委員を設置する。

(委員)

第3条 委員の数は、1自治区に1人以上設置するものとする。

2 自治区長は、委員の選任をしたときは市長に報告するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) ごみ減量思想の普及啓発に関すること。
- (2) ごみ出しの適正分別指導に関すること。
- (3) ごみステーションの美化指導に関すること。
- (4) ごみの散乱防止の啓発に関すること。
- (5) 環境衛生保全に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認めた事項

(経費の負担)

第6条 委員の活動に伴う経費負担は、均等割及び世帯割とし、別に定める基準に従って自治区に交付金として支給する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。